

登記情報システムに係るプロジェクトの  
推進について  
(登記事項証明書添付省略に関する実施計画)

令和4年3月28日

デジタル庁

法務省

## 目次

第1章	はじめに	1
1.	登記事項証明書の添付省略に関する取組の経緯	1
2.	重点計画が掲げる課題、取組等について	1
3.	登記情報システムに係るプロジェクトの推進について	2
第2章	登記情報連携に関する現状	2
1.	登記情報連携に関連するシステム	2
2.	国及び独立行政法人の利用	3
3.	地方公共団体の利用	3
第3章	仕組みの在り方の検討結果及び今後のプロジェクト推進に係る実施計画	10
1.	国及び独立行政法人の利用	10
2.	地方公共団体の利用	11
3.	プロジェクト推進における中・長期的課題等	14

## 第1章 はじめに

### 1. 登記事項証明書の添付省略に関する取組の経緯

我が国においては、かねてより、行政機関等への各種手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が利用者の負担となってきた。

この問題に対処するため、法務省は、各種手続において登記事項証明書の添付省略を図るための取組として、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。令和2年12月25日改定）に基づき、商業・法人及び不動産の登記情報について、2020年（令和2年）10月に、国の行政機関との間の登記情報連携<sup>1</sup>の運用を開始した。

他方、地方公共団体の手続についても、地方分権改革に関する提案募集において、複数の地方公共団体から登記事項証明書の添付省略に関する要望が寄せられたことなどから、「デジタル・ガバメント実行計画」において、「内閣官房は、総務省及び法務省の協力を得て、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を行い、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、2021年度（令和3年度）中に結論を得る。」とされ、2021年（令和3年）9月以降は、デジタル庁が、法務省の協力を得て、地方公共団体を含めた行政機関間の登記情報連携の仕組みの在り方についての検討を行ってきた。

### 2. 重点計画が掲げる課題、取組等について

前記デジタル・ガバメント実行計画に代わり、2021年（令和3年）12月に新たに策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定。以下「重点計画」という。）<sup>2</sup>においては、改めて、以下の課題、目標及び取組が登記情報システムに係るプロジェクトとして掲げられるとともに、引き続き、デジタル庁が2021年度（令和3年度）中に地

---

<sup>1</sup> 法令に基づき申請等に添付することが規定されている登記事項証明書について、その添付を省略することを目的に、行政機関等が登記情報連携システムを利用して、商業・法人登記情報又は不動産登記情報を取得すること。なお、本文中では、登記情報連携システムを利用して登記情報を取得する仕組みそのものを指して登記情報連携と記載している場合がある。

<sup>2</sup> 目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤として策定された計画である。本重点計画が策定されたことに伴い、「デジタル・ガバメント実行計画」は廃止された。

方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方についての結論を得ることとされた。

#### 【課題】

行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。

#### 【目標】

行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。

#### 【取組】

連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。

### 3. 登記情報システムに係るプロジェクトの推進について

登記情報システムに係るプロジェクトは、重点計画において、法務省とデジタル庁が共同で進めるべきものと位置付けられているところ、上記2のとおり、登記情報連携についても当該プロジェクトで取り組むべきものとされている。

そこで、本実施計画では、上記2の登記情報連携の仕組みの在り方についての検討結果を示すとともに、当該プロジェクトの推進に向けた取組の一つとして、登記情報連携に係る課題を明確化し、今後取り組むべき内容を示すこととする。

## 第2章 登記情報連携に関する現状

### 1. 登記情報連携に関連するシステム

#### (1) 登記情報システム

登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムである。「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)における、デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム(②システム)として位置付けられており、また、同システムに関するプロジェクトは、重点計画において、法務省とデジタル庁が共同で進めるべきものとされている。

#### (2) 登記情報連携システム

登記情報連携システムは、法務省が前記「登記・法人設立等関係手続の簡略化・迅速化に向けたアクションプラン」及び「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、登記情報連携を実現するために登記情報システムのサブシステムとして整備したシステムである。

登記情報連携の利用方式としては、Web 方式<sup>3</sup>と API 方式<sup>4</sup>があるが、登記情報連携システムで API 方式を用いることができるのは、現在のところ商業・法人登記の情報のみであり、不動産登記の情報については Web 方式となる。また、現行の登記情報連携システムの利用時間は平日 8 時から 20 時までとなっている。

## 2. 国及び独立行政法人の利用

### (1) 登記情報連携の利用が可能な手続

2020 年（令和 2 年）10 月に、国の行政機関との間の登記情報連携の運用が開始され、2021 年（令和 3 年）10 月末時点で、商業・法人登記に関する登記事項証明書（以下「商業登記証明書」という。）の添付を求めている 824 種類、不動産登記に関する登記事項証明書（以下「不動産登記証明書」という。）の添付を求めている 53 種類の手続について、登記情報連携の利用が開始されている。

### (2) 登記情報連携の利用方式

登記情報連携の利用方式のうち、API 方式は、情報連携の自動化という点でより利便性が高い方式であるが、登記情報連携を利用する省庁側のアプリケーションを改修する必要があることなどから、Web 方式と API 方式のどちらの方式を利用するかについては、各省庁において費用対効果を考慮して選定しており、現在、16 の手続で API 方式による登記情報連携の利用が検討又は予定されている。

## 3. 地方公共団体の利用

### (1) 現在の状況

現時点では、登記情報連携を利用できる対象機関は国の行政機関及びネットワーク環境が整っている一部の独立行政法人のみとなっており、地方公共団体において登記情報連携を利用することはできない。しかし、地方分権改革に関する提案募集において、複数の地方公共団体から、法律や施行規則（以下、併せて「法令」という。）で商業登記証明書の添付が求められている手続について、登記事項証明書の書面提出によらずに情

---

<sup>3</sup> 登記情報連携の利用方法の一つであり、政府共通ネットワークに接続した端末の Web ブラウザから登記情報連携のサイトにアクセスし登記情報の検索及び取得を行う方法

<sup>4</sup> 登記情報連携の利用方法の一つであり、共通 API を利用してアプリケーション同士を直接連携して登記情報を取得する方法

報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じてほしいといった提案<sup>5</sup><sup>6</sup>がなされるなど、登記事項証明書の添付省略を求める要望がなされていることなどを踏まえ、登記事項証明書の添付を求めている各種手続についての実態調査を実施することとした。

## (2) 実態調査等の内容

具体的には、①地方分権改革に関する提案募集において登記事項証明書の添付省略に関する上記(1)の提案(追加共同提案を含む。)を行った22の地方公共団体<sup>7</sup>を対象に、登記事項証明書の添付を求めている各種手続の実態等についての標本調査(アンケート形式)を実施したほか、②東京都及び埼玉県の協力を得て、接続テスト(地方公共団体の環境から登記情報連携システムに接続して一連の操作を実施することが可能か否かの確認)を実施した。

## (3) 実態調査の結果

### ア. 登記事項証明書の添付を求めている手続の種類及び申請件数

登記事項証明書の添付を求めている手続<sup>8</sup>は、商業登記証明書の場合、都道府県で平均63種類、市で平均22種類であり、不動産登記証明書の場合、都道府県で平均16種類、市で平均8種類であった。(第1表、第2表)

---

<sup>5</sup> 令和元年の地方分権改革に関する提案募集の管理番号157

提案事項：許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略

具体的な内容：法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。

<sup>6</sup> 令和3年の地方分権改革に関する提案募集の管理番号21

提案事項：指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し

具体的な内容：指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<sup>7</sup> 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、福岡県の14都道府県、旭川市、ひたちなか市、桐生市、川崎市、新潟市、堺市、神戸市、広島市の8市

<sup>8</sup> 実態調査では、法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている手続を対象として、根拠法令単位で調査及び集計を行ったため、1つの根拠法令に基づく手続が複数ある場合でも、1つの手続として表現している。そのため、手続の種類の数、登記事項証明書の添付を求めている手続の根拠法令数と同数となる。

また、制度上は手続が存在する場合であっても、年間申請実績なしと回答があったものについては、手続の種類の数には計上していない。

また、登記事項証明書の添付を求めている手続に係る年間の申請件数は、商業登記証明書の場合、都道府県で平均30,318件、市で平均6,298件であり、不動産登記証明書の場合、都道府県で平均6,250件、市で平均2,356件であった。(第3表、第4表)

第1表 商業登記証明書の添付を求めている手続の種類

	最大	最小	平均
都道府県	79	40	63
市	32	9	22

第2表 不動産登記証明書の添付を求めている手続の種類

	最大	最小	平均
都道府県	30	8	16
市	12	4	8

第3表 商業登記証明書の添付を求めている申請件数(年間)

	最大	最小	平均
都道府県	69,921	2,348	30,318
市	19,655	811	6,298

第4表 不動産登記証明書の添付を求めている申請件数(年間)

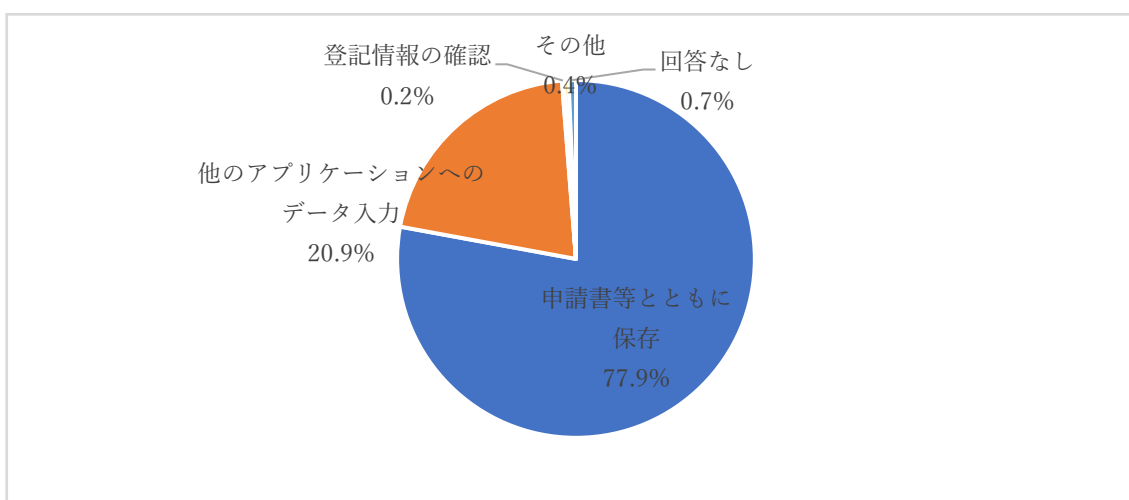
	最大	最小	平均
都道府県	16,295	69	6,250
市	9,292	78	2,356

## イ. 登記情報連携の利用方法等

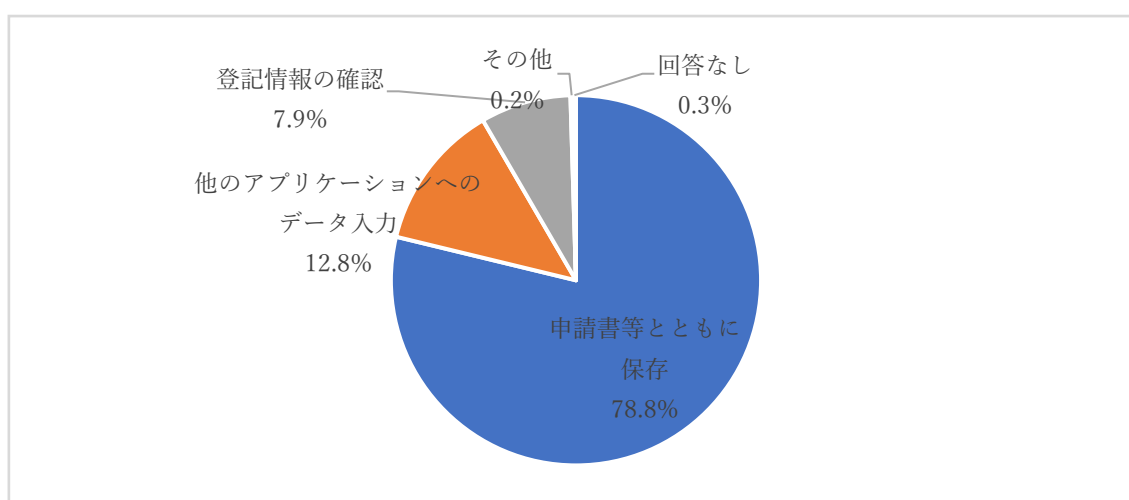
登記情報連携の利用方法の現状と将来の可能性について把握するため、①現在の登記事項証明書の管理方法と②今後想定される登記情報連携の利用方法についても調査した。

①現在の登記事項証明書の管理方法について、申請書等とともに保存していると回答したものは、商業登記証明書で全体の約78%、不動産登記証明書で全体の約79%<sup>9</sup>であり、他のアプリケーションへデータ入力していると回答したものは、商業登記証明書で全体の約21%、不動産登記証明書で全体の約13%であった。(第5図、第6図)

第5図 現在の商業登記証明書の管理方法



第6図 現在の不動産登記証明書の管理方法



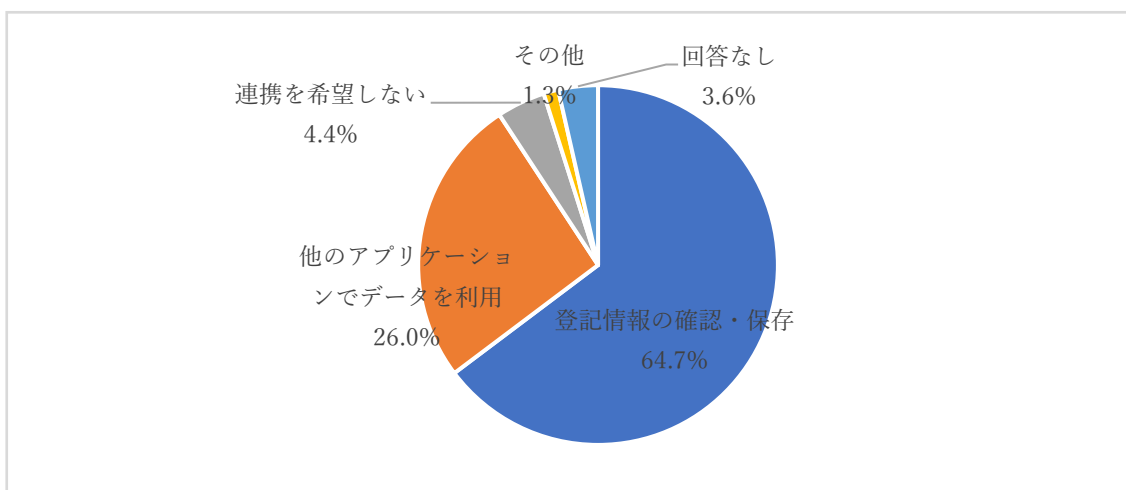
<sup>9</sup> 項目イ～エの調査結果は、全て申請件数ベースで集計した値を掲載している。



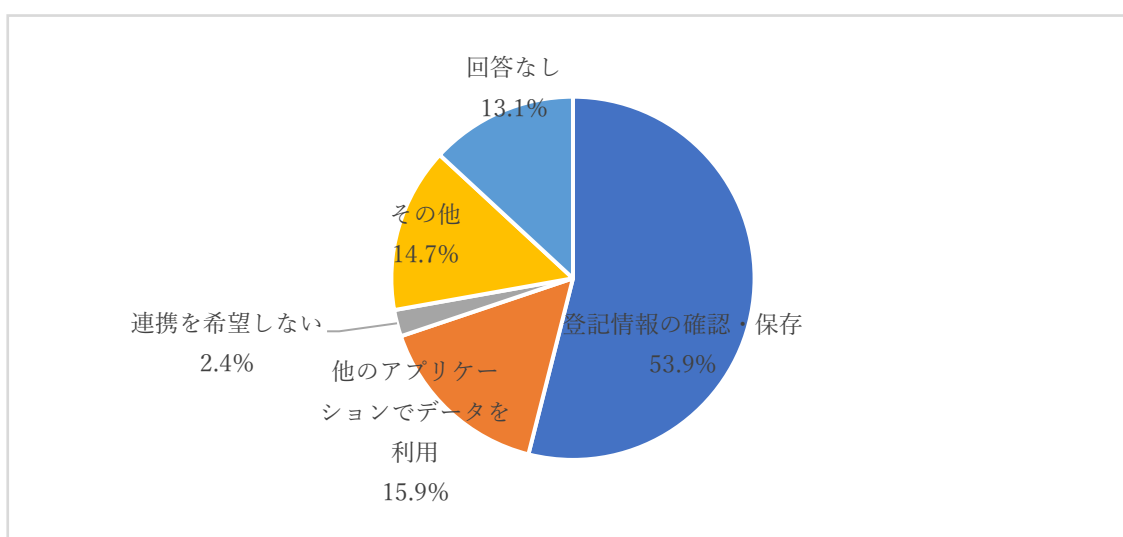
また、②今後想定される登記情報連携の利用方法については、登記情報を確認・保存すると回答したものは、商業登記証明書で全体の約 65%、不動産登記証明書で全体の約 54%、他のアプリケーションでデータを利用すると回答したものは、商業登記証明書で全体の約 26%、不動産登記証明書で全体の約 16%、「その他」と回答したものは商業登記証明書で全体の約 1%、不動産登記証明書で全体の約 15%<sup>10</sup>であった。

なお、登記情報連携を希望しないと回答したものは、商業登記証明書で全体の約 4%、不動産登記証明書で全体の約 2%にとどまった。（第 7 図、第 8 図）

第 7 図 想定される登記情報連携の利用方法（商業登記証明書）



第 8 図 想定される登記情報連携の利用方法（不動産登記証明書）



<sup>10</sup> 「その他」の内容としては、「具体的な利用方法は未定」、「仕様内容により判断」など

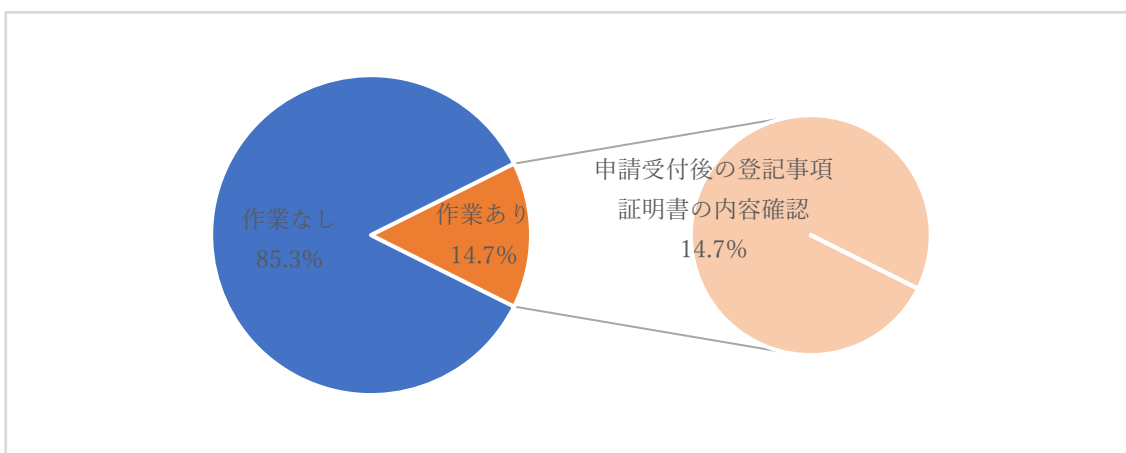
#### ウ. 登記事項証明書の確認作業時間

登記情報連携システムの現在の利用時間は、平日8時から20時までであるところ、将来の利用時間の拡大に係るニーズを把握するため、現在、登記事項証明書の内容の確認作業を実施している時間帯について調査した。

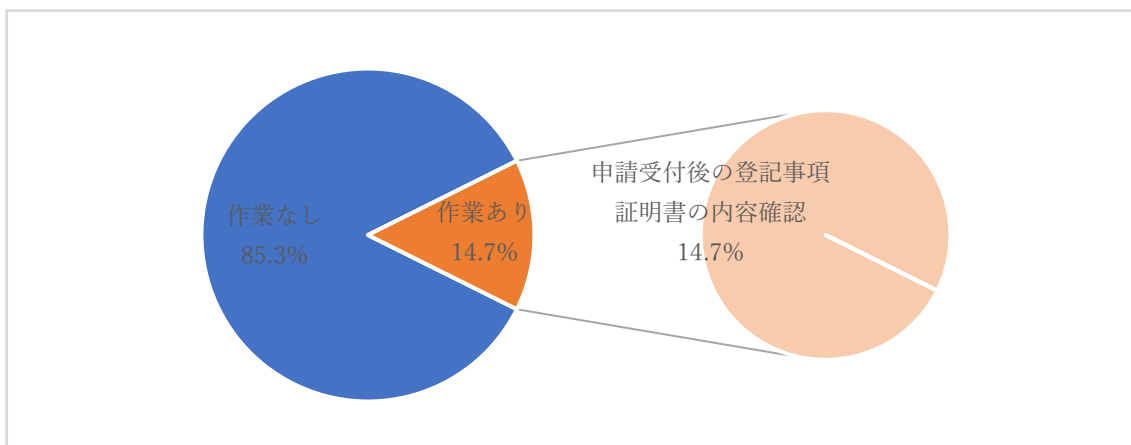
上記の利用時間以外の時間帯に登記事項証明書の確認作業を実施しているとの回答があった手続は、申請件数ベースで、商業登記証明書及び不動産登記証明書のいずれも全体の約15%であった。

もともと、これらの確認作業の内容は、その詳細を見ると、商業登記証明書及び不動産登記証明書のいずれについても、申請書を受け付けた後に登記事項証明書の記載内容を確認するというものであった。(第9図、第10図)

第9図 8時-20時以外の時間帯での商業登記証明書の確認作業内容



第10図 8時-20時以外の時間帯での不動産登記証明書の確認作業内容

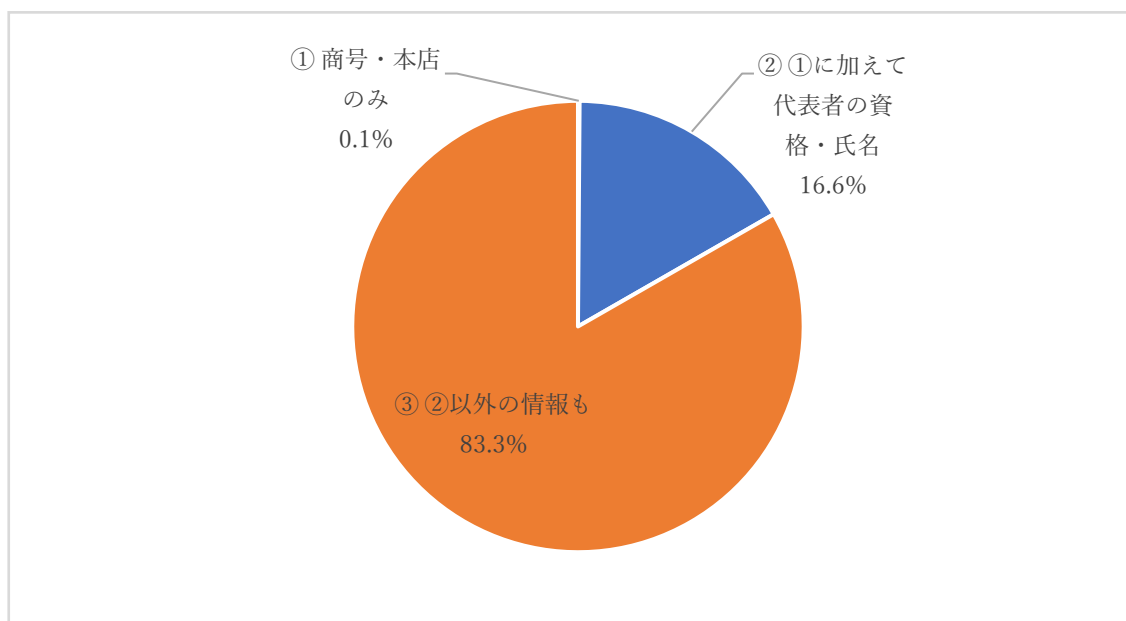


## エ. 商業登記証明書の確認事項

商業登記証明書の添付を求めている手続のうち、登記事項証明書の記載事項の一部の情報の確認で足りる場合には、登記情報連携以外の既存サービスにより登記事項証明書の添付省略を図ることも可能である<sup>11</sup>。そこで、既存サービスにより登記事項証明書の添付省略を図る可能性のある手続について把握するため、登記事項証明書によっていかなる事項を確認しているかについて調査した。

商業登記証明書の記載事項のうち、商号・本店のみを確認していると回答したものは全体の約 0.1%、商号・本店、代表者の資格・氏名のみを確認していると回答したものは全体の約 17%であり、これらの情報以外の情報も確認していると回答したものは、全体の約 83%であった。  
(第 11 図)

第 11 図 商業登記証明書の確認事項



<sup>11</sup> 「各府省庁は、商業登記証明書の添付を求めている手続のうち、申請書等に記載された法人の商号（名称）及び本店（主たる事務所）の所在地を確認している場合、国税庁が整備・運用している法人番号公表サイトを利用することにより情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。次に、申請書等に記載された法人の商号（名称）、本店（主たる事務所）及び代表者の資格・氏名を確認している場合、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。また、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続について、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）に基づく登記情報提供サービスを利用して登記情報（商業法人及び不動産）を確認することでも、省略が可能である。」（重点計画）

#### (4) 接続テストの結果

登記情報連携システムは、政府共通ネットワークに接続されており、地方公共団体において同システムを利用するには、当該ネットワークと接続する LGWAN を経由する必要があるため、地方公共団体において登記情報連携を利用する場合は、LGWAN に接続された端末を使用する必要がある。

今回の接続テスト対象である 2 都県は、いずれも LGWAN への接続環境が整備されているところ、いずれも登記情報連携システムへのアクセス及び操作に支障はなかった。このことから、LGWAN に接続している地方公共団体の環境においては登記情報連携を利用できることが確認された。

### 第 3 章 仕組みの在り方の検討結果及び今後のプロジェクト推進に係る実施計画

#### 1. 国及び独立行政法人の利用

デジタル庁及び法務省では、国の行政機関及び独立行政法人の各機関における登記情報連携の利用促進を目的として、2020 年（令和 3 年）11 月から、関係府省に対して登記情報連携の利用に関するヒアリングを実施したほか、所要の検討を行ってきた<sup>12</sup>。今般、当該ヒアリングの結果等を踏まえ、国の行政機関等との間の登記情報連携の仕組みの在り方に関し、現在の課題と今後取り組むべき内容について、以下のとおり整理した。

##### (1) ヒアリングの結果等により明らかになった課題等

###### ア. 登記情報連携の利用対象手続について

登記情報連携の利用対象は、現状、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）第 11 条が適用されることになる法令で登記事項証明書の添付を求めている手続としているが、ヒアリングの結果等によれば、申請等に関する訓令や通達等の内規の規定において登記事項証明書の添付を求めている手続についても登記情報連携の利用の要望があることが確認された。

###### イ. ネットワーク環境について

国の出先機関や独立行政法人の事務所等においては、登記情報連携を利用するためのネットワーク環境が整備されていない場合があるところ、ヒアリングの結果、そのような事務所等においても登記情報連携の利用の要望があることが確認された。

###### ウ. API 方式に関する要望について

---

<sup>12</sup> 2020 年（令和 3 年）11 月に厚生労働省職業安定局、同省年金局及び国土交通省自動車局に対して登記情報連携の利用の検討状況等に関するヒアリングを実施した。

現行の登記情報連携システムでは、不動産登記の情報について API 方式での情報連携を行うことはできないが、ヒアリングにおいては、不動産登記証明書の添付を求めている手続についても API 方式により登記情報連携を利用したいとの要望が寄せられた。

## (2) 今後の取組内容

登記情報連携の利用対象手続については、今後、申請等に関する訓令や通達等の内規の規定において登記事項証明書の添付を求めている手続も、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の規定に基づき、登記情報の提供が可能であると認められる限りにおいて<sup>13</sup>対象とすることとし、デジタル庁と法務省においては、各府省に対して、登記情報連携の利用対象となる手続の範囲が拡大されたことを周知する。

また、商業登記証明書では約 1,900 種類以上、不動産登記証明書では約 270 種類以上の国の行政手続において、法令に基づいて登記事項証明書の添付を求めているのに対し、2021 年（令和 3 年）10 月末までに登記情報連携の利用が開始されたのは、商業登記証明書では 824 種類、不動産登記証明書では 53 種類の手続となっており、添付書類の省略の実現までに至っていない手続が多数あることから、法務省は、デジタル庁と連携し、登記情報連携の利用に向けた検討状況等についてヒアリングを実施するなど、引き続き登記情報連携の利用促進のための働きかけを行っていくこととする。

ネットワーク環境の整備されていない事務所等での利用については、登記情報連携を利用する側のインフラ面での課題であるため、デジタル庁は法務省の協力を得て、関係機関と意見交換を実施するなどして、引き続き状況の把握に努めることとする。

## 2. 地方公共団体の利用

### (1) 地方公共団体に登記情報連携を拡大することの必要性

今回の実態調査の結果、調査対象の地方公共団体において、法令で登記事項証明書の添付を求めている手続が多く存在することが確認された（第 1 表～第 4 表）。本調査は 22 の地方公共団体に対する調査であるが、この結果によれば、全国規模では、登記事項証明書の添付を求めている手続が相当数に上ることは明らかである。地方公共団体の手続に係る登記

---

<sup>13</sup> 登記情報には所有者、役員等の氏名や住所といった個人情報が含まれるため、これを保有する行政機関の長は、同法に規定する要件（例えば、8 条 1 項、2 項）を具備する場合でなければ、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができない。

事項証明書の添付に伴う利用者の負担については、これまで潜在的にし  
か把握されていなかったが、本調査によって、具体的に数値として明らか  
になったといえる。

これまでも、重点計画等において登記情報連携の必要性が強調されて  
きたが、本調査の結果を踏まえると、デジタル庁及び法務省は、速やかに、  
地方公共団体に登記情報連携の利用を拡大することを検討していく必要  
がある。

## (2) 今後の取組内容

### ア. 地方公共団体が利用し得る連携方法

デジタル手続法第 11 条に基づく登記事項証明書の添付省略の方法と  
しては、登記情報連携を利用した①Web 方式、②API 方式（商業・法人  
登記のみ）があるほか、③商業登記に基づく電子証明書（商業登記電子  
証明書）、登記情報提供サービス及び法人番号公表サイト（商号・本店  
のみの確認）といった既存の制度・サービスがある。

これらの利用に必要な条件としては、①Web 方式については、利用者  
である地方公共団体において LGWAN に接続できる環境が整備されてい  
ることを前提に、登記情報連携システム側において、同システムにアク  
セスするための認証情報（ID、パスワード）を新たに振り出し、かつ、  
新たに振り出された認証情報に基づく利用に耐え得るシステムリソー  
スが整備される必要がある。②API 方式については、①の条件に加え、  
登記情報の受け手となる地方公共団体側においてアプリケーション等  
の改修が必要となるため、その整備のためには相応の費用と時間を要  
することとなる。③の既存の制度・サービスについては、利用者に手数  
料の負担が生ずる（商業登記電子証明書、登記情報提供サービス）、得  
られる情報が商業・法人登記の情報の一部に限られる（商業登記電子証  
明書、法人番号公表サイト）、商業登記電子証明書を提供する場合に限  
られる（商業登記電子証明書）といった条件があるものの、このほかに  
特段の条件はない。

### イ. 実態調査の結果を踏まえた利用拡大の方向性

実態調査の結果によると、現在、地方公共団体では、提出された登記  
事項証明書をを用いて登記情報の確認と保存のみを行うものが大多数を  
占めているところ（第 5 図、第 6 図）、これらの手続については、①Web  
方式による連携で対応が可能である。そして、①Web 方式と②API 方式  
とを比較すると、上記ア. のとおり、①Web 方式が②API 方式と比較し  
て必要なシステム整備の範囲が小さく、整備に要する時間や費用も限  
定的である。

②API 方式については、実態調査の結果によると、登記情報のデータを他のアプリケーションで利用したいというニーズが一定数確認され（第7図、第8図参照）、例えば、各地方公共団体が受け手となっている手続を受け付ける電子申請システム等において活用されることが見込まれる。

以上を踏まえ、登記情報連携の地方公共団体への利用拡大の方向性として、まずは、①Web 方式による登記情報連携の拡大検討に速やかに着手し、順次、その利用を拡大していくとともに、②API 方式についても、手続を所管する府省庁において整備される電子申請システムにおける活用手法等を踏まえつつ、地方公共団体への利用拡大の必要性を検討していくこととする。そして、①と②の取組に並行して、重複投資あるいは実情に合わない不必要な投資が発生しないよう、確認すべき情報の内容等によっては、③既存の制度・サービスを活用し得ることを改めて周知するなどの取組も必要である（第11図参照）。

#### ウ．利用拡大に向けて必要な手順

実態調査の結果によると、1つの地方公共団体においても数万単位の利用が想定されるなど（第3表、第4表）、①Web 方式であれ、②API 方式であれ、将来的に登記情報連携システムが利用され得る件数は相当数に上ることが確認された。そのため、全ての地方公共団体で登記情報連携を利用した場合には、現行の登記情報連携システムにおいて想定していた処理件数を上回り、その結果としてリソースが不足する可能性がある。

また、今回の実態調査は22というごく一部の地方公共団体における標本調査であり、本調査結果のみでは全国における将来的な利用件数の規模など、登記情報連携システムにおける精緻な性能設計に必要な情報が把握できていない状況にある。

そこで、デジタル庁と法務省においては、2022年度（令和4年度）から、例えば、まずは5ないし10程度の地方公共団体を対象として、①Web 方式による登記情報連携を先行的に実施するとともに、これをPoC(Proof of Concept：概念的実証実験)として活用し、2023年度（令和5年度）までには全国的な利用拡大に当たって必要となるリソースに関する調査・分析を行うこととする。

#### エ．取組の推進体制

主な整備改修の対象となる登記情報連携システムは、デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム（②システム）として、デジタル庁と法務省が一体的な体制を構築し、プロジェクトを共同で推進するシス

テムであることから、上記ウ. の先行実施及び調査・分析の実施に当たっては、法務省は登記情報連携システムに係る要件等を整理・検討し、システムに影響がある場合は、デジタル庁と共同でシステム整備等を実施するものとする。また、デジタル庁は法務省の協力を得て、PoCの実施対象の選定、実施期間等の計画を策定し、関係機関との調整を行う。

これらの調査等の結果及び登記情報システム全体の整備状況等を踏まえ、順次、登記情報連携の利用が可能な地方公共団体の範囲を拡大していくこととする。

#### オ. その他の検討事項

今回の実態調査の目的には、登記情報連携の利用時間拡大のニーズの把握も含まれていたところ、本調査結果によると、地方公共団体の現在の業務に関する限り、ほとんどの業務において現在の利用時間内で対応可能であることが確認することができたことから<sup>14</sup>（第9図、第10図）、当面は登記情報連携システムの利用時間の変更は行わないこととする。

なお、今後の社会の動向によっては、新たなニーズが発生することも考えられるため、利用者の利便性の向上の観点から、登記情報連携システムの利用を開始した行政機関等からヒアリングを実施するなどしてニーズの把握に努め、利用時間の拡大の必要性について引き続き検討を行っていくものとする。

### 3. プロジェクト推進における中・長期的課題等

重点計画においては、登記情報連携システムを含む登記情報システム全体について、「年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある」という課題が示され、これに対し、「法務省とデジタル庁において、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、更なるシステム構成の見直し、業務改革（BPR）等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す」とされている。

上記2.（2）ウ. でも述べたとおり、今後、登記情報連携システムの利用対象が拡大し、利用件数が大きく増加することが想定され、登記情報連携

---

<sup>14</sup> 登記情報連携は、登記事項証明書の添付省略を図るために活用されるものであるため、登記情報連携システムへのアクセスも、基本的には、申請書を受け付けた後の業務において行われることが想定されるが、登記事項証明書の記載内容の確認だけであれば、例えば、Web方式で利用時間内にアクセスをしてダウンロードしておけば改めて利用時間外にアクセスする必要はない。



システムの適切なリソースの拡充等、精緻な性能設計を実施する必要があるが、登記情報連携の取組については、同システム単体の課題ではなく、登記情報システム全体における運用等経費の更なる削減等という中・長期的な課題に対する取組の一環として進めていく必要がある。